

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則新旧対照表

平成 30 年 2 月 1 日
福岡県公安委員会規則第 1 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
第 1 条～第 5 条 (略) (<u>署名等</u>に代わる措置) 第 6 条 法第 6 条第 4 項及び情報通信技術利用条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第 3 項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 第 7 条～第 8 条 (略) (処分通知等の手続) 第 9 条 (略) 2 前項の場合において、福岡県公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。	第 1 条～第 5 条 (略) (<u>申請等に係る署名等</u>に代わる措置) 第 6 条 法第 6 条第 4 項及び情報通信技術利用条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第 3 項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 第 7 条～第 8 条 (略) (処分通知等の手続) 第 9 条 (略) 2 前項の場合において、福岡県公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。<u>ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を行った福岡県公安委員会等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</u> <u>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u> 第 10 条 法第 7 条第 1 項ただし書に規定する<u>処分通知等を受ける旨の表示の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</u> (1) <u>処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の福岡県公安委員会等の定めるところにより行</u>

【追加】

【追加】	<u>う届出</u> <u>(処分通知等に係る署名等に代わる措置)</u> <u>第 1 1 条 法第 7 条第 4 項及び情報通信技術利</u> <u>用条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称</u> <u>を明らかにする措置は、処分通知等に係る事</u> <u>項についての情報に電子署名を行い、当該電</u> <u>子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信</u> <u>する措置とする。ただし、福岡県公安委員会</u> <u>等の指定する方法により当該処分通知等を行</u> <u>った福岡県公安委員会等を確認するための措</u> <u>置を講ずる場合は、この限りでない。</u> <u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使</u> <u>用する方法により行うことが困難又は著しく</u> <u>不相当と認められる部分がある場合)</u>
【追加】	<u>第 1 2 条 法第 7 条第 5 項に規定する処分通知</u> <u>等のうちに電子情報処理組織を使用する方法</u> <u>により行うことが困難又は著しく不相当と認</u> <u>められる部分がある場合は、次に掲げる場合</u> <u>とする。</u> <u>(1) 処分通知等を受ける者について対面によ</u> <u>り本人確認をする必要があると福岡県公安</u> <u>委員会等が認める場合</u> <u>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原</u> <u>本を交付する必要があるものがあると福岡</u> <u>県公安委員会等が認める場合</u> <u>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、処分通知等</u> <u>の全部を電子情報処理組織を使用する方法</u> <u>により行うことが不可能又は処分通知等に</u> <u>係る利便性を著しく損なう場合</u> <u>第 1 3 条～第 1 4 条 (略)</u>
第 1 0 条～第 1 1 条 (略)	